



「静岡FA 暴力根絶相談窓口」

一般財団法人静岡県サッカー協会



【目的】

サッカーの活動現場における組織的・個人的な不適切な指導や行為に対する早期発見と是正および再発防止に努めることを目的とする。

【対象となる行為者】

本協会に登録する個人(指導者、チーム代表者、審判、選手、本協会又は加盟団体の役職員。

【対象となる行為】

登録されたチームにおけるサッカーの活動現場で生じた対象者による 暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等)。

相談窓口フォームはこちら